

日本血栓止血学会理事候補者選挙施行細則

平成 26 年 5 月 29 日 制定

平成 26 年 10 月 4 日 改訂

(趣旨)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本血栓止血学会理事会において推薦される理事候補者を定めるにあたり実施する選挙のために必要な事項を規定することを目的とする。

(候補者の資格)

第 2 条 選挙への立候補を希望するものは本学会代議員でなければならない。ただし理事の予定任期開始の翌年の 3/31 以前に満 65 歳に達する代議員は立候補できない。

(選挙)

第 3 条 この選挙は選任後 2 年以内に終了する事業年度の定時社員総会(通常毎年 6 月末までに開催する)に対し理事会より推薦する理事候補者を定めるため、適切な時期に行う。

第 4 条 選挙への立候補を希望する代議員は、別に定める理事選挙立候補届出書を、選挙実施の告示が行われた時点から 2 週間以内に選挙管理委員会に提出しなければならない。

第 5 条 選挙は本学会代議員により立候補者の中より記名による投票により行う。投票の方法については別途定める。

(選挙の管理)

第 6 条 この選挙の開票は、選挙管理委員長が立ち会いの下で行い、選挙管理委員がこれを補佐する。

第 7 条 開票の結果、もっとも多くの得票を得た者より順に理事候補者とする。

第 8 条 選挙管理委員長は上記の結果を理事会に報告し、理事会はこれを審議の上推薦すべき理事候補者を決定する。